

# 議 事 録

<b>会議名</b> 第54回広島市中央卸売市場開設運営協議会	
<b>日時</b> 平成31年3月20日(水) (自)午後1時30分 (至)午後2時20分	
<b>開催場所</b> 広島市西区草津港一丁目8番1号 広島市中央市場管理事務所 3階大会議室	
<b>公開・非公開の別</b> 公開	
<b>出席者</b> 1 委員(区分別) 20名中16名 学識経験者：水永委員、渡邊委員、高橋委員、月村委員 卸売業者：豊後委員、山本(英)委員、竹原委員、山本(彰)委員 仲卸業者：佐古田委員、井野口委員、出田委員、住田委員 売買参加者：杉本委員(仲卸業者兼)、山口委員、土岡委員、小坂委員 2 開設者 9名 中央卸売市場長、食肉市場担当部長、東部市場長、中央市場市場総括担当課長 中央市場市場整備担当課長、中央市場業務担当課長、食肉市場管理担当課長 食肉市場業務担当課長、東部市場次長 3 傍聴者 0名 4 報道関係者 0名	
<b>議 事</b> 1 議 題 (1) 正・副会長の選任について (2) 新中央市場建設基本計画(案)について 2 報告事項 卸売市場法の改正について 3 その他	
<b>司会(皆川課長)</b>	<p>ただいまから、「第54回 広島市中央卸売市場開設運営協議会」を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、中央市場 市場総括担当課長の皆川と申します。</p> <p>今回は、昨年12月の委嘱後、初めての会議でございますので、協議会の会長が選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>開設運営協議会の委員総数は20名です。今現在の出席者は15名で過半数を超えております。御報告いたしておきます。</p> <p>本日の協議会は第22期の委員の皆様との初会合でございますので、始めに、本日御出席の皆様方の御紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>お手元の第54回広島市中央卸売市場開設運営協議会資料の2ページ(「配席図」と「委員名簿」)を御覧ください。</p> <p>まず、学識経験者の選任分野から、生産者代表の水永委員でございます。同じく渡邊委員です。流通関係から高橋委員です。消費者代表の月村委員です。</p> <p>次に、卸売業者の委員の皆様方です。中央市場の青果部から豊後委員です。水産物部から山本英治郎委員です。花き部から竹原委員です。東部市場から山本彰夫委員です。</p> <p>次に、仲卸業者の委員の皆様方です。中央市場の青果部から佐古田委員です。水産物部から井野口委員です。花き部から出田委員です。東部市場から住田委員です。食肉市場の仲卸業者及び売買参加者代表の杉本委員です。</p> <p>続きまして、売買参加者の委員の皆様です。中央市場の青果部から山口委員ですが、10分ほど遅れてこられるとのこと。水産物部から土岡委員です。東部市場から小坂委員です。</p> <p>なお、矢野委員、大下委員、出水委員、宮本委員については、本日御欠席となっております。</p>

<p>開設者（未定中央卸売市場長）</p>	<p>以上で、委員の皆様方の御紹介を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、本日出席しております開設者側から自己紹介をさせていただきます。</p> <p>中央卸売市場長の未定でございます。よろしくお願いたします。食肉市場担当部長の林でございます。東部市場長の土井でございます。中央市場市場整備担当課長の山根でございます。中央市場業務担当課長の鈴木でございます。食肉市場管理担当課長の千原でございます。食肉市場業務担当課長の山本でございます。東部市場次長の北林でございます。中央市場新市場建設担当係長の池田でございます。</p> <p>以上で、開設者側の紹介を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第によりまして、中央卸売市場長から御挨拶を申し上げます。</p> <p>皆さん、本日はお忙しい中ありがとうございます。それでは、第54回広島市中央卸売市場開設運営協議会開催にあたり一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、御多用の中、御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から本市行政の推進、とりわけ中央卸売市場の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、昨今の経済情勢について、政府は依然として“景気は緩やかに回復している”との判断を示していますが、多くの国民が景気回復を実感できていない中、今後においても英国のEU離脱や米中の貿易摩擦等の海外の政治動向や今年10月の消費税増税の影響が懸念され、景気の先行きは予断を許さない状況にあります。</p> <p>こうした中、卸売市場に目を向けますと、国においては、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適正化を図るため、平成28年度から制度の見直しを進め、昨年6月に卸売市場法等の改正を行いました。平成32年6月から施行されますが、昭和46年の施行以来、47年ぶりの大改正であり、今、市場運営や市場取引は大きな転換点にさしかかっています。</p> <p>一方、本市におきましては、中央市場について、平成29年1月に「現地建替え」の方針を決定し、同年4月からは学識経験者や場内関係事業者からなる「新中央市場建設検討会」を設置して、今後の市場の在り方や整備の方向性等について意見交換を重ねてまいりました。中央市場と東部市場の統合を含む、新中央市場建設の基本計画（案）をとりまとめたところです。</p> <p>言うまでもなく、広島市中央卸売市場は、本市及び近隣市町に対し、安全で安心な生鮮食料品等を安定的に供給する基幹的な社会インフラとして、重要な役割を担っています。引き続き、その役割を十分に果たしていけるよう、本協議会をはじめ、市場関係者の皆様の御意見にしっかりと耳を傾けながら、今後の市場運営や整備に取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>本日は、会長・副会長の選任に続きまして、「新中央市場建設基本計画（案）」について御審議いただくとともに、卸売市場法の改正について御報告をさせていただきます。</p> <p>限られた時間ではございますが、委員の皆様それぞれの御立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。</p> <p>終わりに、皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしますとともに、市政に対し、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
<p>司会（皆川課長）</p>	<p>それでは、最初の議題であります、会長及び副会長の選任についてお諮りいたします。協議会資料の5ページを御覧ください。</p> <p>山口委員が、今来られました。</p>

	<p>ここにございますように、当協議会の会長と副会長の2名は、委員の互選によって定めることとなっておりますが、これまでの慣例といたしましたして、会長は中央市場の卸売業者からの委員が順番に、また、副会長については、生産者代表の委員1名と消費者代表の委員1名が選任されております。今回も、これまでの例にならうこととしてよろしいでしょうか。</p>
一同	『異議なし』
司会（皆川課長）	<p>それでは、会長につきましては、今期は、水産物部の卸売業者の順になりますので、山本英治郎委員に、また、副会長には、水永委員と月村委員にお願いしてはどうかと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p>
一同	『異議なし』
司会（皆川課長）	<p>ありがとうございます。『異議なし』とのお声でございますが、山本英治郎委員、水永委員、月村委員、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、会長、副会長の席に移動をしていただければと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
司会（皆川課長）	<p>それでは、山本英治郎会長、御三方を代表して一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
山本(英)会長	<p>ただいま御紹介いただきました水産物部会の山本英治郎でございます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>この開設運営協議会は、皆様御承知のように、市長の諮問機関です。これまでも中央卸売市場の施設整備、業務運営、売買取引などについて審議をして適否を判断して中央卸売市場の効率的運営と活性化に向け資してきております。</p> <p>現在の卸売市場を取り巻く環境は大変厳しく取扱量の減少も続き、市場関係者の経営環境は激しさを増しております。</p> <p>こうした中、広島市にあっては、平成29年4月には、新中央市場建設検討会が立ち上げられ、今後の市場のあり方や整備の方向性などについて、議論が進められています。</p> <p>また、昨年6月には、先ほど場長からもありましたように、卸売市場法の抜本的な改正が行われました。その基本方針においては、卸売市場の機能について一定の評価がなされており、今後も卸売市場が生鮮食料品を安定的に供給する役割を果たしていけるよう、時代に合った変革が求められていると感じているところでございます。</p> <p>今日は、新中央市場の建設と改正卸売市場法対応についての審議と報告をさせていただく重要な会議であります。皆様方には忌憚のない御意見を頂くことをお願い申し上げます。また、会議が円滑に進みますよう皆様方の御協力をお願いして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p>
皆川課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ここからの会議の進行は山本会長によりしくお願いいいたします。</p>
山本(英)会長	<p>ここからは、議事に入ります。次の議事でありますけれども「新中央市場建設基本計画案について」は、市長からの諮問事項となっておりますので、この計画案について、御審議いただきたいと思ひます。それでは、開設者から説明をお願いします。</p>
未定場長 (中央卸売市場長)	<p>それでは、新中央市場建設基本計画（案）の概要について、着席して説明させていただきます。</p>

お手元のA3版の「新中央市場建設基本計画（案）の概要」により説明させていただきます。なお、別冊としてA4版の基本計画案の本書をお配りしていますが、こちらについては後ほど御覧ください。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

第1章は「基本計画策定の目的と経緯」についてです。

まず、1の「基本計画策定の目的」です。

この基本計画は、取引構造の変化に伴う取扱高の低迷、今後さらに重要性が増してくる品質管理及び衛生管理の高度化の要請、さらには施設の老朽化などへの対応について、現状と課題を踏まえ、今後の市場の在り方、整備の方向性を整理した上で、新中央市場における必要な機能、施設規模等について示すことを目的としています。

次に、2の「基本計画策定の経緯」です。

中央市場は、広島市及び近隣市町に対し、生鮮食料品等を安定的に供給する基幹的な社会インフラとして、重要な役割を担ってきました。しかしながら、近年、取扱高の低迷により場内事業者は厳しい経営状況にあること、施設が老朽化・陳腐化しており、取引構造の変化や品質管理及び衛生管理の高度化に十分対応できていないことなどの課題が顕在化してきました。加えて、卸売場棟全3棟の耐震強度不足が判明しました。

これらの対応について、平成29年1月に「できるだけ早期に現地での全棟建替え」の方向性を示しました。

この方向性の下、平成29年4月からは、「新中央市場建設検討会」を設置し、今後の市場の在り方や整備の方向性等、新中央市場建設の基本計画について意見交換を重ねてまいりました。

また、青果を取り扱う東部市場は、中央市場の青果部より取扱高の減少割合が大きいことに加え、中央市場と同様に施設の老朽化・陳腐化等の課題を抱えています。

こうした状況の中、第4回検討会からは、東部市場の場内関係事業者も検討会に参画し、第7回検討会において、「中央市場青果部と東部市場の今後の在り方については、新中央市場建設に合わせ、統合することが最善と考え、新中央市場建設の検討に当たっては、統合を前提に取り組む。」との方針が示されました。

その後、本年2月の第8回検討会において、基本計画（案）についての意見交換を行い、この度「新中央市場建設基本計画」を策定するものです。

第2章は「建設に当たっての基本的事項」についてです。

まず、1の「現在の位置に整備された経緯」です。

広島市中央卸売市場は、昭和24年に、現在の中区加古町で業務を開始いたしました。その後、東部市場、中央市場を整備いたしました。

次に、2の「現在の施設概要等」について、まず、

(1)の「立地の特徴」です。

中央市場・東部市場は、大阪と福岡のほぼ中間、中四国地方の中心に位置していることから、物流の集散地としての優位性を有しており、中四国地域をターゲットにできる立地にあります。

このうち「中央市場」は、大規模な物流の拠点として建設された広島市西部流通業務地区に位置しているなどの特徴があります。

ページの右側を御覧ください。

「東部市場」については、安芸区船越地区の国道2号沿いに位置しており、市東部地域の青果物供給の中核的拠点としての役割を果たしています。

次に、(2)の「施設概要」です。

まず、「中央市場の全景と施設概要」です。

写真の赤く囲ったところが中央市場の敷地です。

右の黄色い破線で囲ったところは漁港施設用地である県有地を示しています。

写真の右側の表を御覧ください。

所在地は西区草津港一丁目、昭和24年に加古町で業務を開始し、昭和56年に現在

地に移転しています。取扱品目は、青果・水産物・花きの3品目で、敷地面積は約24万2,000平方メートルです。平成29年の取扱高は御覧のとおりです。

次に、「東部市場の全景と施設概要」です。

写真の赤く囲ったところが東部市場の敷地です。

写真の右側の表を御覧ください。

所在地は安芸区船越南五丁目、昭和49年に業務を開始しています。取扱品目は青果で、敷地面積は約5万8,000平方メートルです。平成29年の取扱高は御覧のとおりです。

次に、(3)の「都市計画法等での位置付け」です。

まず、「中央市場」ですが、都市計画において流通業務地区の流通業務団地として位置付けられています。

また、現在の水産棟が立地する場所は、漁港として位置付けられています。

次に、「東部市場」ですが、都市計画において「市場」として位置付けられています。

2ページをお開きください。

3の「中央市場・東部市場の現状と課題」として、7つの項目を掲げています。

まず、(1)の「市場取扱高の低迷による厳しい経営状況」です。

近年、取扱高の低迷が続き、場内事業者の多くが厳しい経営状況にあることから、集荷力の強化など、取扱高を維持、増加する取組が必要となっています。

下の枠囲いに、各部門の取扱数量の推移の状況などをまとめておりますので、参考として御覧ください。

次に、(2)の「取引構造の変化への対応の遅れ」です。

大規模小売店等の取引先割合が増加しており、せり中心から相対取引中心への取引方法の変化への対応が必要となっています。

(3)の「品質管理・衛生管理の高度化への対応の遅れ」です。

温度管理を伴う物流方式であるコールドチェーンへの対応が不十分であり、また、今後対応が必要なHACCPに沿った衛生管理が困難な状況であることから、品質管理・衛生管理の高度化への対応が必要となっています。

(4)の「施設の老朽化、耐震強度の不足」です。

生鮮食料品等の安定的な供給を担う社会インフラとしての役割を担うため、老朽化への対応や耐震化が必要となっています。

(5)の「関連事業者数の減少」です。

関連事業者店舗の利用者の減少など経営環境の悪化に伴い、関連事業者数は減少しており、経営安定につながる取組が必要となっています。

(6)の「保安上の問題」です。

一般の来場者を含む部外者が卸売場棟等へ安易に立ち入ることができるといった実態があることから、荷の盗難防止への対策など場内の保安の確保が必要となっています。

(7)の「人材確保が困難な状況」です。

早朝勤務など場内事業者特有の労働環境を理由に人材確保が困難な状況にあり、労働環境の改善が必要となっています。

なお、ページの下に参考として、卸売市場法の改正に伴い示された「卸売市場に関する基本方針」における施設整備の在り方などを記載しています。

ページの右側を御覧ください。

4の「立地や課題等を踏まえた今後の市場の在り方」として、4つの視点を掲げています。

まず、(1)の「中四国地方の拠点市場を目指し、それにふさわしい機能を備え、生鮮食料品等の安定的な供給を担う社会インフラとしての役割を担う」です。

その実現のため、アからカに示す項目を掲げています。具体的には「品質管理及び衛生管理の高度化」「効率的な物流動線、施設配置」「物流拠点としての機能の充実」「地

震や高潮等、災害時における市場機能の継続性の確保」「車両の入退場管理等を行うことによる、場内の保安の確保」「食や花きに関する文化の維持及び発信」です。

次に、(2)の「拠点市場としての機能を持続的に発揮できるよう、場内事業者の経営安定を図る」です。

その実現のため、アからエに示す項目を掲げています。具体的には「出荷者や実需者が求める機能を備えることによる、売上高の増加」「取扱高に応じたコンパクトな施設規模とするなど、場内事業者負担の抑制」「市場整備に伴う余剰地の活用」「労働環境の改善」です。

次に、(3)の「(1)及び(2)の視点を踏まえ、中央市場と東部市場を統合する。」です。中央市場と東部市場の統合により、アの「拠点市場としての集荷力の強化による、場内事業者の経営安定」、イの「新中央市場への投資の集中による、効率的かつ効果的な整備の実現」を目指します。

最後に、(4)の「拠点市場の付加価値を高めるため、ロケーションを活かす。」です。宮島を望む風光明媚なロケーションを活用するとともに、関係機関との連携による市場の活性化を目指します。

第3章は「施設計画の内容」についてです。

この章では、先ほど御説明しました「今後の市場の在り方」を踏まえ、新中央市場のコンセプト等を記載しています。

まず、1の「コンセプト」として、「安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給を担う、中四国の拠点市場」を掲げています。

次に、2の「整備の方向性」として、7つの項目を掲げています。

(1)の「品質管理及び衛生管理の高度化」については、コールドチェーンの確立やHACCPに沿った衛生管理への対応を行います。

(2)の「物流動線の効率化と場内の保安の確保」については、広い入荷用通路の整備など、車両や荷のスムーズな動線を確保します。また、車両管理ゲートの設置等により、場内の保安を確保します。

(3)の「物流拠点としての機能の充実」については、加工施設の整備や選果場・物流センターの誘致、情報通信技術の導入に向けた環境整備に取り組みます。

(4)の「地震や高潮等、災害時における市場機能の継続性の確保」については、耐震性を確保するとともに、高潮対策の調整、非常用電源の確保などに取り組みます。

(5)の「賑わい機能の導入等による食や花きに関する文化の維持及び発信等」については、市場の取り扱う生鮮食料品等を活用した賑い機能の導入、見学者コースの設定等により、食や花きに関する文化の維持及び発信を図ります。また、あわせて、商工センター地区を含む地域のまちづくりにも寄与するよう市場の活性化に取り組みます。

(6)の「労働環境の改善」については、人手不足の中で、必要な人材を確保するため、女性や高齢者をはじめとする誰もが働きやすい環境整備、労働負担を軽減する設備の導入に取り組みます。

(7)の「施設整備費と維持管理費の抑制」については、場内事業者の経営展望を踏まえ設定したコンパクトな施設規模や平面駐車場のスペースを活用した効率的な整備、冷蔵庫・倉庫など既存施設の活用による施設整備費の抑制、ライフサイクルコストに優れた資材の活用等による維持管理費の抑制に取り組みます。

次に、3の「整備の実現に向けて」について、まず、(1)の「民間活力の積極的な活用」です。

市場機能の充実、施設整備費の抑制等を効率的・効果的に推進するため、民間事業者の資金・ノウハウを活用します。

「民間活力導入可能性調査のヒアリング調査」の結果については、後ほど御説明いたします。

また、イの場内関係事業者との整備分担について、冷蔵庫や加工施設などについては、個々の場内事業者により必要面積等が異なることから、場内関係事業者の経営判断に配

慮しながら、市と場内関係事業者との整備分担を調整します。

次に、(2)の「場内関係事業者への支援策」です。

新市場建設に伴う移転や新たな設備投資に係る場内関係事業者への対応については、融資制度、補助、使用料軽減といった方法を中心に実施を検討します。

3ページをお開きください。

参考として「民間活力導入可能性調査のヒアリング調査について」を記載しています。

1の「ヒアリング調査の概要」ですが、場外民間事業者に対し、PFI方式、定期借地方式による事業参画等に関するヒアリング調査を実施しました。

2の「調査項目とヒアリング対象者からの主な意見」です。(1)から(4)の項目について、想定事業方式を示した上で意見を聴取しました。その結果、各項目とも、多数の事業者から「関心がある。」との意見がありました。一方で、例えば、(1)の「市場施設の整備・管理運営」については、「一般的な公共建築と異なり、多数の関係事業者との調整が必要なことから、難易度が高い。」、「施設計画や事業スケジュールを明確にしてほしい。」という意見もありました。

枠の下に記載していますように、民間活力の活用については、こうした調査結果を踏まえ、今後、設計段階において、各施設の詳細な規模やコールドチェーン対応の程度などの施設計画を場内関係事業者と調整することとしており、それに併せて民間活力の導入を検討します。

次に、4の「施設計画案」について、(1)の「施設整備規模案」では、各施設の施設規模算定の考え方を記載しています。

卸売場棟は、農林水産省が定める算定基準に基づいて、目標取扱数量に対応した卸売場などの施設に、事務所、共用部を加えた施設規模としています。

冷蔵庫・倉庫・加工所は、卸売場棟のコールドチェーン対応の程度等によりその規模が変動することから、現状と同程度の施設規模としています。一部の冷蔵庫等については、施設整備費抑制の観点から、既存施設を使用します。

関連商品売場は、関連事業者の活性化や賑わい機能の導入に対応した施設規模としています。

駐車場は、中央市場敷地内における卸売場棟等の現地建替えの用地を確保するため、約1,600台分を立体化し、屋外の平面駐車場と併用します。

各施設の詳細な規模については、今後、設計段階で場内関係事業者と調整を行います。

ページ右上の表を御覧ください。

「〈各施設の施設整備規模案〉」についてです。

区分として、青果部・水産物部・花き部・その他に分けて、現状面積と計画面積を記載しています。

計画面積は、新築施設の面積と既存施設の面積に分けています。現状の施設面積合計13万5,500平方メートルに対して、計画の施設面積合計は14万6,700平方メートルとなります。このうち新築施設の面積は、立体駐車場を含め13万平方メートルです。

なお、ページの右下には、参考として、目標取扱数量を記載しています。

4ページをお開きください。

(2)の「機能配置案」です。

青果・水産・花きの各機能は、各部門の既設の冷蔵庫及び既設の倉庫・加工所と近接させ、物流動線の効率性を考慮した配置とします。

関連事業者・賑わいエリアは、宮島を望む風光明媚なロケーションを活かすとともに、一般の来場者が港の魅力を感じられるよう、草津漁港に面した配置とします。

なお、このエリアを敷地の端に設けることなどにより、一般の来場者を含む部外者の卸売場棟等への立ち入りを抑制しつつ、賑わいを発信するようにします。

今後、この機能配置案を基に設計段階で場内関係事業者と調整を行いながら、機能配置の具体化を図ります。

	<p>次に、(3)の「施設整備費等」です。</p> <p>施設整備に係る費用は、場内関係事業者との整備分担やコールドチェーン対応の程度などにより変動することから、今後、場内関係事業者と協議を進めるとともに、民間活力の導入や仕様の工夫等により、施設整備費抑制に向けた検討を行います。</p> <p>なお、整備後の市場経営に当たっては、民間活力の導入などにより運営経費の抑制を徹底するとともに、東部市場の敷地を含めた余剰地の活用等により、卸売市場としての事業継続性を確保します。</p> <p>次に、(4)の「整備スケジュール案」です。</p> <p>整備に当たっては、現地建替えであることから、まず、平面駐車場を集約して立体駐車場を整備し、その後、各エリアの卸売場棟3棟及び関連棟1棟について、それぞれの機能を確保しつつ、順次、建物を整備します。</p> <p>今後、設計段階で場内関係事業者と調整を行いながら、各棟の整備順序を具体化します。</p> <p>ページの右上は「整備スケジュール案」です。</p> <p>この基本計画を策定した後、2019年度から2020年度にかけ施設全体の基本設計を実施します。その後、着手する棟ごとに、順次、実施設計、工事を行い、2030年代初頭の完成を見込んでいます。なお、表の下に記載しておりますように、先ほどの「機能配置案」とこの「整備スケジュール案」は、市自ら整備等を行う従来方式のものであり、民間活力の導入の際は見直す場合がございます。</p> <p>なお、最後に参考として、新中央市場に関連する施策展開イメージを記載していますので、後ほど御覧ください。</p> <p>また、本基本計画(案)については、3月6日に市議会へ報告しており、3月7日から24日まで市民意見募集を行った後、年度内に策定する予定としております。</p> <p>以上で、「新中央市場建設基本計画(案)の概要について」の説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
山本(英)会長	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>今の説明について、御質問・御意見がありましたら伺いますが。</p>
豊後委員	<p>いま、新中央市場建設基本計画案ということで概要の説明があったんですが、先ほどの説明の中にもございましたように、当初基本計画策定に向け「できるだけ早期に現地での全棟建て替えの方向性」ということであります。</p> <p>その中で特に先ほど場長からも説明がありましたように、機能配置案と整備スケジュール案につきまして、とりあえずここにこういうことで書いてありますが、ただし書き(注)のところ、このスケジュール案は市自ら整備等を行う従来方式であるということと書いてあります。で、やはり、このままでいきますと、計画のスケジュール案によると2030年初頭ということになっているということになれば、やはり、時代の流れから考えて、この計画で進めていくとなっていくということになれば、随分、私ども市場を取り巻く環境と対峙した時には大きく遅れるのではないかなというふうにも思っておりますので、ここにつきましては民間活力の導入等で、どう早期にやっていくかということについて、建設の検討会でもそういう話にもなっているということを踏まえて、ここにつきましては、もう少し短縮した形での計画ということを進めていただきたいと、このように思います。</p> <p>私も今年に入りましてから特に量販店さんであったりとかというようなところ等の経営方針発表会等に、今年に入ってからだいたい4、5回出ましたけど、やはり市場を取り巻く環境、特に物流の関係、いま大きく変化をしているということで、かなり物流のところはネックになっているということで、この大きな時代の流れにどうやったらいいか、変化に対応していくか、という話が頻繁に出ております。そういったことを踏まえると、やはり、この2030年代の初頭というスケジュール案を半分近くでどうやっ</p>

	<p>ていくのかなというような感じの覚悟で取り組んでいただきたいと思いますし、私ども事業者もそういったことを踏まえた対応をしていかないといけないかな、と、そういうふうに思っております。</p> <p>そのことを皆さんに汲んでおいていただきたいと思います。</p>
山本(英)会長	<p>そのほか御意見ございましたら承りますが、いかがですか。</p>
山口委員	<p>資料2ページの〈参考〉の部分、「卸売市場法の改正」の中に、「情報通信技術その他の技術の利用」というふうにあるんですけども、これについて案の中で一言も出てこないように思うのですけれども、市としては、これは場内業者にやれということで市としては基本的なインフラとかそういうものについては考えていないのか考えているのか、やってもらえるのかそれとも勝手にやるようにするのか、特に、この業界はそういう点が遅れているので、できればその整備までしてもらいたいということです。</p>
山根課長	<p>情報通信技術の関係で言えば、2ページの第3章の(3)のイとして、「情報通信技術の導入に向けた環境整備」という形でお示しさせていただきました。もう少し詳しく言いますと、本編のほうを見ていただきたいのですが、本編の25ページ、下側の(3)の「物流拠点としての機能の充実」のイ「情報通信技術の導入に向けた環境整備」ということで「市場内Wi-Fiの整備等を行うなど、場内事業者による情報通信技術の導入に向けた環境整備を行う。」というふうに記載させていただいております。</p>
山口委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
山本(英)会長	<p>そのほか御意見ありましたら承りますが、よろしいですか。</p>
月村副会長	<p>私たち消費者としては現在よりも、これを見ますとゲートがすごいかなり厳しくなっ て一般消費者は入りにくくなるのでしょうか。</p>
鈴木課長	<p>新市場につきましては、安全管理も含めまして、適切な形でというように進めておりますので、例えば豊洲市場が見学者も含めてきちんと整理されておまして、あのようなものをイメージしております。</p>
山根課長	<p>補足いたしますと、賑わいの関係で言いますと、本編の26ページを見ていただきたいのですが、(5)の「賑わい機能の導入等による食や花きに関する文化の維持及び発信等」というところで「草津漁港に面した優れたロケーションを活かし、市場の取り扱う生鮮食料品等を活用した賑わい機能を導入する。あわせて、見学者コースを設定すること等により、食や花きに関する文化の維持及び発信を図る。」というような形で市場の生鮮食料品等を活用した機能の導入に向けて考えているところです。</p>
山本(英)会長	<p>そのほか意見はございますか。</p> <p>無いようですね。</p> <p>意見も出尽くしたようですけれども、先ほど豊後委員が言われたこと、そのほかのことともまとめまして賛成を得たいと思うのですが、どうですか。</p>
未定場長	<p>(挙手)</p>
山本(英)会長	<p>未定場長お願いします。</p>

<p>末定場長</p>	<p>場内関係事業者の皆さんは、今後のスケジュールがどうなっていくかというところが最も関心が高いことかと思えます。いま我々が設定しているスケジュールは、従来方式で市自らが整備した場合、少なくともこのぐらいかかるであろうというスケジュールをお示しさせていただいております。しかしながら、豊後委員からもありましたように、「時代の流れに乗り遅れないように」、こういうことは一番に念頭に置かなければならない。整備の最中であっても生産者あるいは実需者から必要性の高いコールドチェーン対応への対応等、これについても整備の途中であっても考えていかなければならないと思っておりますし、整備全体のスケジュールもできるだけ早くする、短期間に収める、このことは民間の資金やノウハウも活用して整備をするということも並行して考えていきたいと思っております。そうした中で可能な限りスケジュールを短縮するということは常に念頭に置きながら、今後、我々も検討してまいりますし、皆様方と協議をさせていただきたい、というふうに考えております。</p>
<p>山本(英)会長</p>	<p>はい、皆様、これで異議がないということによろしいですか。 説明いただきました案について認めていただけるのであれば皆さんの拍手を頂きたいのですが。良ければ拍手で賛成ということでお願いします。</p>
<p>(各委員)</p>	<p>(拍手)</p>
<p>山本(英)会長</p>	<p>ありがとうございます。 新中央市場の議題につきましては、これで終わらせていただきます。次は報告事項です。「卸売市場法の改正」についてです。開設者のほうから説明をお願いします。</p>
<p>鈴木課長</p>	<p>中央市場業務担当課長の鈴木でございます。 「卸売市場法の改正」について、御報告させていただきます。 卸売市場法は、大正12年に制定された中央卸売市場法の抜本的な改正を行うため、昭和46年に制定されたものです。同法の改正としましては、平成16年以来、14年ぶりの改正となったものです。 まずは、この度の改正の経緯を申し上げます。 平成28年11月に内閣府規制改革推進会議（農業ワーキング・グループ）がまとめた「農協改革に関する意見」の中で、『全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築すべき。』と市場不要論にまで踏み込んだ提言を受けまして、直後に国が公表した「農業競争力強化プログラム」では、全農改革に併せて、『卸売市場関係業者、米卸売業者などの中間流通について、抜本的な合理化を推進し、事業者の業種転換等を支援する。』といった流通・加工の構造改革を掲げられたことに端を発しています。 これに対する反響は大きく、国は一年をかけて市場開設者や市場関係事業者と意見交換を行った後、「引き続き卸売市場は生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていく。」と位置付けた「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」を昨年(平成30年)1月開会の通常国会に上程し議決を経て、同年6月22日に公布されたものです。施行は、交付一年後の来年2020年6月21日となっております。 お手元に配布しております資料の1つ目、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の概要」を御覧ください。 この資料は、昨年の法改正に際し国会に提出された法案の説明資料です。 最初に一つ目の囲み、法改正の「背景」です。ここでは、 ・食品流通の中で卸売市場の果たしてきた機能は重要で、今後も流通の核として堅持する必要があり、 ・農林漁業者の所得向上と消費者ニーズに応えていくために卸売市場を含めた食品流</p>

通の構造を確立することが重要であることから、

- ・卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進する必要がある。

と記載されています。

この背景を受けて、今回の資料には用意しておりませんが、改正法案の提出理由は、

- ・最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずる必要がある。

ということが記されておりました。

端的に申せば、「生鮮食料品の流通において、国が卸売市場を整備促進することはもはや止めるが、卸売市場の果たすべき機能は今後も重要であることから、国は引き続き交付金等の支援体制を図るとともに、商慣習に見合わない取引規制は廃止して合理化する。」ということになるかと思えます。

改正の主な内容ですが、卸売市場を開設する際の国の認可、卸売業者の国の許可、仲卸業者の開設者の許可、売買取引に関する一部規制等が法から削除される一方、公設、民設を問わず、中央卸売市場は名乗りたい市場開設者には、一定の規模、業務に係る遵守事項さえ確保すれば、これを国が認定して、支援するという制度に改められています。

取引に関する重要な改正ポイントとなります業務に係る遵守事項については、二つ目の囲み、「法律の概要」の「1 卸売市場法の改正」の(2)を御覧ください。

「共通の取引ルール」と呼ばれる、①売買取引の方法の公表 ②差別的取扱の禁止 ③受託拒否の禁止 ④代金決済ルールの策定と公表 ⑤取引条件の公表 ⑥取引結果の公表

が、生鮮食料品等の公正な取引の場として遵守すべき事項になります。

⑦その他取引ルールについては、※印でも解説されておりますが、これまで市場取引では制限され、しばしば運用について議論されてきた第三者販売や直荷引き等の規制のことです。

「その他取引ルール」については、資料の2つ目、「卸売市場に関する基本方針」を御覧ください。

この基本方針は、昨年10月17日に改正卸売市場法の政省令交付に合わせて国が示したものです。

1枚目の「第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項」の「2」を御覧ください。

「ア. 商物分離、イ. 第三者販売、ウ. 直荷引き、エ. 自己買受け」につきましては改正法では削除されましたが、「共通の取引ルール」に反しない範囲において、取引参加者の意見を徴取するなど公正な手続きを踏めば、市場ごとの判断で独自に定めることができるものとされています。これが、「⑦その他取引ルール」の主なものとなっております。

開設者といたしましては、引き続き中央卸売市場を名乗り、市民に安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給していくために認定を得たいと考えており、改正法が施行される2020年6月21日までに手続きを完了させたいと考えております。

この認定申請には、「共通の取引ルール」や「その他取引ルール」等の取引に関する遵守事項を定めた業務規程を添付する必要があります。

業務規程とは、現行の中央卸売市場業務条例と御理解いただければと思います。

今回の法改正に伴い、この業務条例は大幅な見直しが必要となっております、全面改正を視野に作業を進めているところです。

最後に条例改正に係るスケジュールです。

3つ目の資料、「卸売市場法改正にかかる業務条例改正等スケジュール（予定）」を御覧ください。5ページです。

<p>山本(英)会長</p>	<p>法施行日の来年2020年6月21日から逆算しますと、条例改正の手続きは、来年3月末には議会議決を得ておく必要がありますので、事務手続を考えますと本年10月には改正条例案を確定させておかなければなりません。</p> <p>非常にタイトなスケジュールではございますが、本年4月から6月にかけて部門ごとの関係者との協議を終え、7月頃には改正条例素案をまとめて、国と認定申請に係る事前協議を完了し、8月には開設運営協議会に素案を諮問することを想定しております。</p> <p>その後、取引参加者に対する意見聴取・パブリックコメントを経まして、10月に改正案を確定。</p> <p>翌年2、3月の議会審議・議決を経て、3月末に開設運営協議会で報告したいと考えております</p> <p>4月には認定申請を行い。6月21日から新法下での市場運営となります。 報告は以上でございます。</p> <p>ただいま鈴木課長から説明がありましたが、何か質問があればお伺いします。 質問はありませんか。 無いようですね。 それでは、卸売市場法の改正についての報告は、ここまでとさせていただきます。</p> <p>これで本日の議事は終了しましたが、そのほか質問等あればお受けいたします。</p> <p>無いようですので、これで終了といたします。 委員の皆様には長時間にわたり御協議いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、引き続き御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは以上を持ちまして終了とさせていただきます。 ありがとうございました。</p>
----------------	--